

和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹共同利用・共同研究推進室規則

制 定 令和 5 年 9 月 8 日

法人和歌山大学規程 第2678号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹共同利用・共同研究推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、和歌山大学（以下「本学」という）における共同利用・共同研究推進のための組織整備を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における新たな共同利用・共同研究組織の設置準備
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) 研究・社会連携課長
- (4) その他必要な職員

(室長)

第5条 室長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

- 2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、推進室の業務を掌理する。
- 4 推進室に副室長を置くことができる。
- 5 副室長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。
- 6 副室長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 7 副室長は、室長の職務を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、本学の専任教員又は所属長の了解を得た教職員の中から、室長が任命する。

- 2 室員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 室員は、推進室の業務を処理する。

(運営委員会)

第7条 推進室に、必要に応じて運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、室長が別に定める。

(事務)

第8条 推進室及び運営委員会に関する事務は、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和５年９月８日から施行し、令和５年７月１日から適用する。
- 2 この規則施行後、最初に選出される室長、副室長、及び室員の任期は、第５条第２項及び第６項、第６条第２項の規定にかかわらず令和６年３月３１日までとする。